

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村 澤 幸 二

鳥取労働局行政運営方針について

鳥取労働局では、毎年度「行政運営方針」を策定しており、2025年度は以下のとおり行政運営を行うこととしています。

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の皆様からの声によく耳を傾け、誰もが輝ける社会の実現に向けた各種施策の展開、支援メニューの提供を計画的・効果的にを行います。

【2025年度の最重点施策】

1 多様な人材の活躍と人材確保支援

- 人材確保支援
- リ・スキリングによる能力向上支援
- 女性の活躍推進
- 新規学卒者等への就職支援
- 障がい者の就労促進
- 高齢者の就労・就業機会の確保
- 中高年層の活躍支援

2 誰もが働きやすい職場環境づくり

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
- 長時間労働の抑制
- 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 仕事と育児・介護の両立支援
- 非正規雇用労働者への支援
- 総合的ハラスメント防止対策の推進
- 働き方改革への取組支援

着任のご挨拶

鳥取労働局

局長 山下 禎博



鳥取のみなさま、はじめまして。4月1日付で鳥取労働局長として着任いたしました山下禎博と申します。

一般社団法人鳥取県労働基準協会、各地域支部並びに各会員の皆様方には、日頃より労働行政の推進にあたり格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取県では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面しており、生産性や付加価値を向上させ、物価上昇を上回る賃金の引上げを実現していくこと、及び女性や高齢者を含む国民一人ひとりが、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備することが、鳥取県ひいては我が国の活力維持・向上には不可欠です。

鳥取労働局では、持続的・構造的な賃上げの実現に向けて、引き続き「三位一体の労働市場改革」を推進するとともに、働く方々の個々のニーズに応じて、多様で柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を目指し、国の総合労働行政機関として機能し、鳥取県民からの期待に真にこたえていくため、今年度の「鳥取労働局行政運営方針」を策定し、「多様な人材の活躍と人材確保支援」、「誰もが働きやすい職場環境づくり」の2つを最重点施策として労働行政を進めていくこととしております。

特に、労働基準行政の分野においては、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援、長時

間労働の抑制、令和5年度を初年度とする「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」に基づく労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備、働き方改革への取組支援について引き続き推進していくこととしており、労働局、労働基準監督署、鳥取市に設置している「働き方改革サポートオフィス鳥取」において、魅力ある職場づくりに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様に対してきめ細かな相談・支援を行ってまいります。

また、職場環境の整備と併せて、長引く人手不足に対して労働局・各ハローワークによる人材確保のためのマッチング対策にも取り組んでまいります。

コロナ禍を経てようやく経済活動が戻りつつある中で、世界経済の状況が混迷としており、企業経営にも予断を許さない状況となっています。

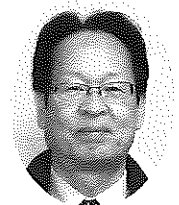
鳥取労働局としては、局内の各部署、労働基準監督署、ハローワークが一体となって、国の総合労働行政機関としての責務を果たしていきたいと考えておりますが、関係機関並びに企業の皆様のご理解、ご協力があるこそ、その効果を発揮できるものですので、なにとぞよろしくお願いいたします。

私自身は、採用初年度の地方研修が広島県商工労働部職業安定課（労働局ができる前年）だった時以来の中国地方での勤務となり、鳥取県での勤務はこれが初めてとなります。鳥取県については文字どおり右も左もわからない状況ですがどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、貴会並びに会員の皆様方のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

鳥取労働局 労働基準部
労働基準部長 高橋 秀寿



このたび、4月1日付けで鳥取労働局労働基準部長を拝命しました。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、労働基準行政の運営に当たり、格別のご配意を

賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

本年度は、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止、鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画に基づく「労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現」に向けた管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止や賃金引上げ環境の整備といった事項に重点を置いて取り組んでまいります。

また、時間外労働の上限規制につきましては、昨年4月から全ての事業場で完全実施となりました。適用猶予だった事業又は業務に関しましては、履行確保とともに、引き続ききめ細やかな相談対応や支援を行ってまいります。

最後に、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

鳥取労働局 労働基準部
健康安全課長 丹生 伸英



新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで鳥取労働局健康安全課長に着任いたしました。私は平成28、29年度に米子労働基準監督署で勤務したことがあり、その後、昨年度まで広島労働局で労働基準行政に携わっていましたが、今年度から再び鳥取労働局で勤務することになりました。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

さて、労働安全衛生行政におきましては、「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」(2023年度からの5か年)に基づく取組の推進、4月には、労働安全衛生法が一部改正(個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、メンタルヘルス対策の推進、熱中症予防対策の強化等)されました。多くの課題がございますが、皆様とともに取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、結びとなりますが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

令和7年度(第50回)

鳥取県産業安全衛生大会

を開催します

開催日 令和7年10月28日(火)

時 間 13時15分～16時30分(12時開場)

会 場 とりぎん文化会館(鳥取市尚徳町101-5)

賃金関係の調査に
御協力をお願いします

鳥取労働局では、毎年、下記の3つの賃金に関する調査を行っています。

●賃金改定状況調査

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

●最低賃金に関する基礎調査

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

●賃金構造基本統計調査

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

上記の調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、ご多忙の中とは存じますが、御協力をお願いします。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャンペーン実施中です

鳥取労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています。

期間中、労働局幹部による大学等での出張講義を実施するほか、労働局・各労働基準監督署に「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に対応します。

また、県内大学等での出張相談会も予定しています。

事業主の皆様方におかれましては、アルバイトを雇う際、特に下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

1. アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。
2. 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう。
3. アルバイトの労働時間を適正に把握する必要があります。
4. アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
5. アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の一環として、毎年5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(4月を準備期間、7月を重点取組期間)を展開し、各災害防止団体等と連携してその対策に取り組んでいます。全国における昨年1年間の職場における熱中症の発生状況は、令和7年1月7日現在の速報値において、休業4日以上之死傷者数が1195人、うち死亡者数は30人となり、建設業が8人と最も多く発生し、製造業、運送業が同数6人で続いています。

鳥取県内においては、令和6年の熱中症による休業4日以上之死傷者数は11人と直近5か年の中で最も多く発生しています。熱中症による死傷者の増加は夏季に記録的な高温が続いたことも一因ですが、屋外のみならず、屋内でも多発しており、作業場所における暑熱の状況を正確に把握

していなかったことも要因と認められます。熱中症を予防するには作業場所において、暑さ指数(WBGT)を適正に把握し、WBGT基準値に応じた措置を講じることが必要です。

また、過去の熱中症による死亡災害の傾向を踏まえて、あらかじめ熱中症の症状を早期に発見する連絡体制や処置の手順を事業場で定め、関係作業者に周知することを内容とする労働安全衛生規則の一部が改正され、令和7年6月1日より施行されることとなりました。

会員各事業場におかれましては、当キャンペーンの趣旨を踏まえ、事業者が率先して、熱中症予防管理者や衛生管理者等による衛生管理を徹底し、労働安全衛生規則の改正内容も考慮しながら、熱中症予防対策について、確実な取組を実施くださいますようお願いいたします。

キャンペーン期間

5月～9月

にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



鳥取労働局

キャンペーン HP



暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
ブレーキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底、少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間

7月

にすべきこと



☐暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

☐暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

☐水分、塩分を積極的に摂らせ、その確認を徹底

☐作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

☐熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

☐体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和6年労働災害分析結果（令和7年3月末確定値）

令和6年に鳥取県内で発生した休業4日以上労働災害の発生状況は下表のとおりです。

1. 全般

新型コロナウイルス感染によるものを除いて労働災害を分析すると、死亡者数は3名、死傷者数は514人で、前年同期確定値と比較すると、死亡者数は1名減少、死傷者数は40人減少(増減率-7.2%)しました。

業種別の死傷者数は全般的に減少傾向ですが、道路貨物運送業、飲食店、通信業・金融業等では前年同期よりも増加しました。

各労働基準監督署別の死傷者数は、米子署の死傷者数が最も多く、全体のほぼ半数となっています(48.6%)。

また、前年同期と比べると、鳥取署は12人、米子署は27人、倉吉署は1人それぞれ減少しました。

しかしながら、鳥取署の建設業(前年同期比15人増(+53.6%))が大幅に増加しているほか、米子署の飲食店、倉吉署の道路貨物運送業、卸・小売業、清掃業・ビルメンテナンス業、保健衛生業等の死傷者数が増加しました。

2. 事故の型別による分析結果

(1) 全産業における分析結果(右表参照)

事故の型別を見ると、死傷者数の多い順の上位5位は、「転倒」145人(28.2%(全体の割合。以下断りが無い限り括弧内の割合に同じ。))、「墜落、転落」100人(19.5%)、「はさまれ、巻き込まれ」56人(10.9%)、「動作の反動、無理な動作」59人(11.5%)、「切れ、こすれ」30人(5.8%)となりました。また、「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」のいわゆる「行動災害」の死傷者数は全体の39.7%を占めました。

	転倒	墜落、転落	動作の反動、無理な動作	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ
令和6年	145(1位)	100(2位)	59(3位)	56(4位)	30(5位)
令和5年	176(1位)	121(2位)	42(4位)	53(3位)	32(6位)
増減	-31	-21	+14	+6	-2

※()内の順位は、各年における死傷者数の多い順によるものである。

(2) 業種別の分析結果

主な業種別で、事故の型別の上位3位は、

・製造業では①はさまれ・巻き込まれ②転倒③動作の反動・無理な動作

・建設業では①墜落・転落②転倒②切れ・こすれ

・運輸交通業では①墜落・転落②転倒③動作の反動・無理な動作

・林業では①転倒①激突され③はさまれ・巻き込まれ③踏み抜き

・卸・小売業では①転倒②墜落・転落③動作の反動・無理な動作

・保健衛生業では①転倒②動作の反動・無理な動作③墜落・転落などでした。

3. 被災者の年代別の労働災害発生状況

最も死傷者数が多い年代は、60代以上で全体の30.2%を占め、次いで50代が25.9%、40代が18.9%を占めました。

60代以上の高年齢労働者の事故の型別の労働災害発生状況は、最も多い「転倒」が全体の47.1%を占め、全年齢層の発生率(28.2%)よりも非常に高くなっています。

令和6年労働災害発生状況（確定値（コロナ除く。））

令和6年1月～12月発生状況 鳥取労働局

業種別	合 計				鳥 取 署				米 子 署				倉 吉 署			
	令和6年	令和5年	増減数	増減率(%)	令和6年	令和5年	増減数	増減率(%)	令和6年	令和5年	増減数	増減率(%)	令和6年	令和5年	増減数	増減率(%)
	死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全 産 業	(3) 514	(4) 554	-40	-7.2	(2) 167	(3) 179	-12	-6.7	(1) 250	(1) 277	-27	-9.7	97	98	-1	-1.0
製 造 業	101	(1) 121	-20	-16.5	35	(1) 40	-5	-12.5	54	58	-4	-6.9	12	23	-11	-47.8
木材・木製品・家具・装飾品製造業	5	11	-6	-54.5	2	4	-3	-50.0	3	6	-3	-50.0	0	1	-1	-100.0
鉄鋼・金属製品製造業	5	6	-1	-16.7	2	4	-2	-50.0	2	1	1	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	17	22	-5	-22.7	9	11	-2	-18.2	5	2	3	150.0	3	9	-6	-66.7
食料品製造業	42	52	-10	-19.2	7	11	-4	-36.4	31	37	-6	-16.2	4	4	0	0.0
上記以外の製造業	32	(1) 30	2	6.7	15	(1) 10	5	50.0	13	12	1	8.3	4	8	-4	-50.0
建 設 業	(1) 86	(1) 88	-2	-2.3	43	(1) 28	15	53.6	(1) 30	41	-11	-26.8	13	19	-6	-31.6
土木工事業	(1) 30	29	-1	-3.4	10	10	0	0.0	(1) 13	12	-1	-8.3	7	7	0	0.0
建築工事業	40	(1) 45	-5	-11.1	25	(1) 14	11	78.6	12	22	-10	-45.5	3	9	-6	-66.7
木造家屋建築工事業	16	(1) 23	-7	-30.4	11	(1) 8	3	37.5	4	8	-4	-50.0	1	7	-6	-85.7
その他の建築工事業	24	22	2	9.1	14	6	8	133.3	8	14	-6	-42.9	2	2	0	0.0
その他の建設業	16	14	2	14.3	8	4	4	100.0	5	7	-2	-28.6	3	3	0	0.0
運 輸 交 通 業	(2) 51	49	2	4.1	(2) 14	18	-4	-22.2	28	26	2	7.7	9	5	4	80.0
道路貨物運送業	(2) 48	41	7	17.1	(2) 13	14	-1	-7.1	27	24	3	12.5	8	3	5	166.7
その他の運輸交通業	3	8	-5	-62.5	1	4	-3	-75.0	1	2	-1	-50.0	1	2	-1	-50.0
林 業	13	13	0	0.0	6	7	-1	-14.3	5	5	0	0.0	2	1	1	100.0
その他の事業	263	(2) 283	-20	-7.1	69	(1) 86	-17	-19.8	133	(1) 147	-14	-9.5	61	50	11	22.0
卸・小売業	72	71	1	1.4	24	23	1	4.3	34	38	-4	-10.5	14	10	4	40.0
飲食店	16	12	4	33.3	4	3	1	33.3	10	6	4	66.7	2	3	-1	-33.3
清掃業・ビルメンテナンス業	21	(1) 23	-2	-8.7	4	(1) 4	0	0.0	10	16	-6	-37.5	7	3	4	133.3
旅館・ホテル業	12	28	-16	-57.1	2	5	-3	-60.0	6	12	-6	-50.0	4	11	-7	-63.6
保健衛生業	71	83	-12	-14.5	18	31	-13	-41.9	32	36	-4	-11.1	21	16	5	31.3
通信業・金融業等	8	4	4	100.0	3	0	3	*	5	4	1	25.0	0	0	0	0.0
上記以外のその他の事業	63	(1) 62	1	1.6	14	20	-6	-30.0	36	(1) 35	1	2.9	13	7	6	85.7

(注) ()内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。

機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

労働保険年度更新は早めの手続きを！

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

令和7年度の労働保険年度更新は、6月2日(月)から7月10日(木)までの間に「令和6年度の確定保険料」及び「令和7年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の申告・納付手続きが必要となりますので、申告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末頃に厚生労働省から各事業主あてに発送します。申告書は、以下の集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受付します。

◎ 労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

開設期間は、5月29日(木)から7月18日(金)です。

受付時間:平日9時～17時(土日祝日を除く) 電話番号:0120-256-376(フリーダイヤル)

◎ 鳥取労働局は(土日祝日)は閉庁日です。

令和7年度 年度更新集合受付 開催日程

地 区	月 日	時 間	会 場
東 部	6月 5日(木)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月13日(金)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月16日(月)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月23日(月)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	7月 1日(火)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	7月10日(木)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
中 部	6月 9日(月)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	6月17日(火)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	6月27日(金)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	7月10日(木)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第2会議室)
西 部	6月10日(火)	10:00～16:45	米子食品会館 (大ホール)
	6月11日(水)	9:30～15:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月19日(木)	10:00～16:45	米子食品会館 (大ホール)
	6月20日(金)	9:30～15:00	ハローワーク根雨 (大会議室)
	6月25日(水)	10:00～15:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月30日(月)	10:00～15:00	米子食品会館 (大ホール)
	7月10日(木)	10:00～15:00	米子食品会館 (新館2階会議室)

◎ 労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主の場合は、労働保険事務組合を通じて申告・納付を行います。

◎ 集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いを行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室(☎0857-29-1702)までお問い合わせください。

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

◎ インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず24時間いつでも簡単・スピーディに手続きできますので、ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認ください。

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>労働保険の適用・徴収>電子申請のご案内>労働保険関係手続の電子申請について

令和7年度 各種助成金のご案内

【働き方改革推進支援助成金】

- 業種別課題対応コース
- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 勤務間インターバル導入コース
- 団体推進コース

【両立支援等助成金】

- 出生時両立支援コース
- 介護離職防止支援コース
- 育児休業等支援コース

- 育休中等業務代替支援コース
- 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

【人材確保等支援助成金】

- テレワークコース

【業務改善助成金】

*支給要件など、詳しくは鳥取労働局HP「助成金のご案内」をご確認ください。

【お問い合わせ先】 鳥取労働局雇用環境・均等室 鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局2階)
電話番号 0857-29-1701



今後の技能講習実施予定(令和7年5月～8月)

※ 定員になり次第締め切ります。申し込みはお早めをお願いします。

一般社団法人 鳥取県労働基準協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17
Tel 0857-52-7300 Fax 0857-52-7311

	講習名	区分	講習日	会場
5月	小型移動式クレーン 運転技能講習	学科	5月26日(月) 5月27日(火)の2日間	(一社) 鳥取県労働基準協会 2階 (鳥取市若葉台南1-17)
		実技	5月29日(木)～ 6月7日(土)のうち1日	(一社) 鳥取県労働基準協会 駐車場 (鳥取市若葉台南1-17)
6月	石綿作業主任者技能講習	学科	6月3日(火) 6月4日(水)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根 529-2)
	フォークリフト 運転技能講習	学科	6月16日(月)	(一社) 鳥取県労働基準協会 2階 (鳥取市若葉台南1-17)
		実技	6月17日(火)～ 6月30日(月)のうち3日間	(一社) 鳥取県労働基準協会 駐車場 (鳥取市若葉台南1-17)
	小型移動式クレーン 運転技能講習	学科	6月17日(火) 6月18日(水)の2日間	ポリテクセンター米子 大教室 (米子市古豊千 520)
		実技	6月20日(金)～ 6月30日(月)のうち1日	鳥取西部農協 米子果実選果場 駐車場 (米子市淀江町小波 1788)
7月	フォークリフト 運転技能講習	学科	7月2日(水)	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎 2030)
		実技	7月4日(金)～ 7月19日(土)のうち3日間	鳥取西部農協 米子果実選果場 (米子市淀江町小波 1788)
	有機溶剤 作業主任者技能講習	学科	7月2日(水) 7月3日(木)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根 529-2)
	プレス機械 作業主任者技能講習	学科	7月10日(木) 7月11日(金)の2日間	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根 529-2)
	床上操作式クレーン 運転技能講習	学科	7月23日(水) 7月24日(木)の2日間	ポリテクセンター米子 大教室 (米子市古豊千 520)
		実技	7月26日(土)～ 8月12日(火)のうち1日	ポリテクセンター米子 第8実習場 (米子市古豊千 520)
	玉掛 技能講習	学科	7月28日(月) 7月29日(火)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根 529-2)
		実技	7月30日(水)～ 8月9日(土)のうち1日	県立産業人材育成センター 倉吉校 校庭 (倉吉市福庭町 2-1)
8月	ガス溶接 技能講習(米子)	学科	8月4日(月)	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎 2030)
		実技	8月6日(水)～ 8月19日(火)のうち1日	県立産業人材育成センター 米子校 第2実習場 (米子市夜見町 3001-8)
	ガス溶接 技能講習(鳥取)	学科	8月19日(火)	(一社) 鳥取県労働基準協会 2階 (鳥取市若葉台南1-17)
		実技	8月21日(木)～ 8月27日(水)のうち1日	(一社) 鳥取県労働基準協会 1階 (鳥取市若葉台南1-17)
	小型移動式クレーン 運転技能講習	学科	8月21日(木)～ 8月22日(金)の2日間	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根 529-2)
		実技	8月25日(月)～ 8月30日(土)のうち1日	県立産業人材育成センター 倉吉校 校庭 (倉吉市福庭町 2-1)

※各講習の案内及び申込書については、当協会ホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.tottori-rouki.or.jp>)



東部支部だより

本年4月1日付けで鳥取労働基準監督署にご着任された幹部の皆様からご挨拶をいただきました。

副署長 西川 祐 輔 氏

4月1日付けで副署長を拝命しました西川と申します。鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員事業者の皆様におかれましては、日頃から労働基準行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。私の当署での勤務は、令和2年度に第一方面主任監督官を務めて以来となります。



今年度は、誰もが働きやすい職場環境づくりを最重点施策として、最低賃金・賃金引上げに向けた事業者への支援、長時間労働の抑制、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備などに向け、取組を進めてまいります。

引き続き、貴協会並びに会員事業者の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

安全衛生課長 山 田 和 広 氏

この度、令和7年4月1日付けで鳥取労働基準監督署安全衛生課長を拝命いたしました山田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、鳥取署管内におきまして、令和



6年に発生した休業4日以上労働災害は今年2月末までの統計で211件となり、令和5年の同時期より21%の減となりました。これもひとえに、鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様日々のご尽力の賜物と存じます。

しかし、それでも多くの方々が被災され、中でも2名の尊い命が失われた結果は、決して看過できるものではありません。

労働災害の撲滅は、労使のみならずそのご家族の皆様など、社会生活における全ての人々に共通する願いであると確信しております。

本職としましても、微力ながら災害発生の防止に全力を注ぎ、一人でも被災される方々を減らすことのできるよう業務に邁進する所存でございます。どうか皆様におかれましては引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。着任の御挨拶とさせていただきます。

熱中症予防に関する 労働安全衛生規則の改正

本年6月から労働安全衛生規則が改正され、作業場所での熱中症の早期発見や重篤化を防ぐための対策が義務付けられます。下表のとおり、6月3日に、この説明を含む熱中症予防に関する教育を開催いたしますので、受講いただきますようご案内いたします。

令和7年度 特別教育・講習のご案内 (受付中のもの 5月～9月分)

東部支部

月 日	時 間	特別教育・講習	場 所
5月29日(木)	9:00～16:20	化学物質管理者講習に準ずる講習	労働基準協会会館
6月3日(火)	13:20～17:00	熱中症予防労働衛生教育(熱中症予防管理者教育)	労働基準協会会館
6月12日(木)	9:00～17:20	安全管理者選任時研修	労働基準協会会館
6月13日(金)	9:00～12:20		
6月18日(水)	9:00～15:40	第2種酸素欠乏危険作業特別教育	労働基準協会会館
6月25日(水)	13:30～16:30	安全管理者等安全担当者研修	労働基準協会会館
7月3日(木)	9:00～16:50	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	労働基準協会会館
7月4日(金)	9:00～16:50	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	労働基準協会会館
7月8日(火)	9:00～14:40	粉じん作業特別教育	労働基準協会会館
7月25日(金)	9:00～16:20	危険予知訓練(KYT)研修	労働基準協会会館
8月7日(木)	9:00～15:10	衛生推進者養成講習	労働基準協会会館
8月21日(木)	9:00～17:20	安全衛生推進者養成講習	労働基準協会会館
8月22日(金)	9:00～12:10		労働基準協会会館
9月3日(水)	9:00～16:50	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	労働基準協会会館
9月25日(木)	13:30～16:30	衛生管理者等衛生担当者研修	労働基準協会会館
9月30日(火)	9:00～16:30	職長能力向上教育(製造業)	労働基準協会会館

開催案内は鳥取県労働基準協会のHPに掲載しています。(ご連絡いただければお送りいたします。)

お問い合わせ先 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部 ℡0857-52-5060

西部支部だより

着任挨拶

米子労働基準監督署

署長 柏原 周造

4月1日付けで米子労働基準監督署長を拝命いたしました柏原です。

鳥取県労働基準協会会員の皆様には日頃から労働基準行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

私は、平成12年に任官し、東京、三重、神奈川の各労働局で勤務しておりました。出身は兵庫県佐用町です。鳥取とのかかわりは、小学生のときに鳥取県内の海水浴場に連れてきてもらって遊んだり、高校生のときには学年全員で伯耆大山に登ったこともあるので、思い出の深い地域の一つです。こうして鳥取で勤務できますことを嬉しく思っております。

さて、昨今の労働行政の課題は多岐にわたるところ、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止については、最も重要な課題の一つだと考えております。昨年4月には時間外労働等の上限規制が、建設業、自動車運転者及び医師にも適用開始されました。今後は一般の事業場を含めて、その確実な履行が求められます。なお、上限規制の遵守は基本的には事業主に求められますが、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。この点、会員の皆様におかれましては、関係事業者の立場として、長時間労働につながる取引慣行などの見直しにご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

次に労働災害の防止については、鳥取労働局では「第14次労働災害防止計画」を推進しております。この計画に基づき、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、各種の取組を実施していきます。

また、賃金対策として、非正規雇用労働者の待遇改善を図ることを目的とした同一労働同一賃金の徹底のための調査や、企業への賃上げのための要請や支援なども実施していくこととしています。

最後に、会員の皆様におかれましては、引き続き労働行政の推進にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

米子労働基準監督署

労災課長 門脇 貴洋

鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員の皆様方には、平素より労働基準行政の業務運営に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けで労災課長に着任いたしました門脇と申します。

平成31年4月から令和4年3月まで米子労働基準監督署で勤務しておりましたので、3年ぶりの勤務となります。不慣れな点や至らない点が多々ございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、精神疾患や石綿関連疾患などの職業性疾患の請求件数が全国的に増加傾向にあり、これは米子労働基準監督署管内においても例外ではありません。このような状況下で労災補償行政が果たすべき役割は年々高まっているものと感じており、私どもは被災労働者やそのご遺族の方々か



らの相談等に対して懇切・丁寧な対応を行うとともに、迅速かつ公正な保険給付を行うことができるよう尽力して参ります。

最後に、貴協会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。

中部支部だより

着任挨拶

倉吉労働基準監督署

署長 長田 光彦

4月より倉吉労働基準監督署長を拝命しました長田と申します。会員の皆様には、日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

私は、倉吉労働基準監督署での勤務は18年ぶり3回目となります。どうぞ、よろしく願います。

さて、最近の雇用情勢をみますと、人手不足の状況はあらゆる産業分野で続いております。中長期的にみましても、県内は生産年齢人口の減少や若者の県外流出という課題を抱えており、今後ますます人材確保が困難になるのではないのでしょうか。

こうした中で働き手を確保していくためには、多様な働き方により、様々な方が能力・経験を活かして働くことのできる環境を作ることが重要となつてまいります。

このため、当署でも「誰もが働きやすい職場環境づくり」を最重点施策として、長時間労働の抑制をはじめとする働き方改革への支援、労働災害の防止など、安全で健康に働くことができる環境整備のために尽力する所存ですので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げます、着任のあいさつとさせていただきます。

倉吉労働基準監督署

労災課長 原田 真吾

鳥取県労働基準協会中部支部並びに会員の皆様方には、平素より労働基準行政への格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、4月1日付けで倉吉労働基準監督署労災課長に着任いたしました原田と申します。倉吉労働基準監督署での勤務は6年ぶりとなりますが、初めての課長職であり、不慣れな点や至らない点が多々ございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、精神疾患や脳・心臓疾患などの職業性疾患の労災請求件数が全国的に増加傾向にあり、倉吉労働基準監督署管内においても例外ではありません。このような状況下で労災補償行政が果たすべき役割は年々高まっているものと感じており、私どもは被災労働者やそのご遺族の方々からの相談等に対して懇切・丁寧な対応を行うとともに、迅速かつ公正な保険給付を行うことができるよう尽力して参ります。

最後に、貴協会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。

